



2015年5月26日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学
 (コード番号 4689 東証第一部)
 問 い 合 わ せ 先 取締役最高財務責任者 大矢 俊樹
 電 話 03-6440-6170

第20回定時株主総会付議議案の変更に関するお知らせ

2015年5月21日付「定款一部変更に関するお知らせ」において、2015年6月18日開催予定の第20回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議する旨をお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、当該議案の内容の変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(本日開催の取締役会決議による変更後の内容)

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行したく、関連する定款の一部を変更するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2015年6月18日(木曜日)
 定款変更の効力発生日 2015年6月18日(木曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (省 略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (省 略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第18条 (省 略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (省 略) (新 設)</p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 (新 設)</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期と同一とする。 (新 設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を定め、必要に応じて会長1名、<u>専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するもの</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p><u>② 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u></p> <p><u>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p><u>③ 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、在任取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期と同一とする。</u></p> <p><u>④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から社長1名を定め、必要に応じて会長1名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>とする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。</p>	<p>緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (省 略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第28条 (省 略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p>
<p></p>	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。</u></p>
<p></p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p></p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p></p>	<p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集手続) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、その期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第20回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

以上